

令和4年3月

大東市議会

定例会議会議案

提出

令和4年2月21日

も く じ

議案第 2号	令和3年度大東市一般会計補正予算（第11次）について-----	別冊
議案第 3号	令和3年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第3次） について-----	別冊
議案第 4号	令和3年度大東市介護保険特別会計補正予算（第3次）につ いて-----	別冊
議案第 5号	令和3年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3次）について-----	別冊
議案第 6号	令和3年度大東市2駅周辺整備事業特別会計補正予算（第1 次）について-----	別冊
議案第 7号	令和4年度大東市一般会計予算について-----	別冊
議案第 8号	令和4年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 9号	令和4年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第10号	令和4年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第11号	令和4年度大東市介護保険特別会計予算について-----	別冊
議案第12号	令和4年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算について-----	別冊
議案第13号	令和4年度大東市2駅周辺整備事業特別会計予算について-----	別冊
議案第14号	令和4年度大東市水道事業会計予算について-----	別冊
議案第15号	令和4年度大東市下水道事業会計予算について-----	別冊
議案第16号	市道路線の認定について-----	1
議案第17号	市道路線の廃止について-----	2
議案第18号	大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて-----	3
議案第19号	大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について-----	5
議案第20号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について-----	7
議案第21号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	11
議案第22号	大東市文化財保護条例の一部を改正する条例について-----	13

議案第16号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

大東四條畷線 (起点) 大東市深野北一丁目523番19先
 (終点) 大東市深野北一丁目21番9先

理 由

大阪府から管理を引き継ぐこととなる道路を市道として認定するため。

議案第17号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

大東市長 東 坂 浩 一

廃止する路線

権現川左岸線 (起点) 大東市深野北一丁目512番2先
 (終点) 大東市深野北一丁目150番1先

理 由

本路線の区域が、新たに認定しようとする路線と重複するため。

議案第18号

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第19号

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第21条第1号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第20号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民健康保険税の課税額を変更すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の8.62」を「100分の8.71」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「30,640円」を「31,854円」に改める。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に、「31,870円」を「32,105円」に改め、同条第2号中「15,935円」を「16,052円」に改め、同条第3号中「23,902円」を「24,078円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.73」を「100分の2.66」に改める。

第7条中「9,478円」を「9,426円」に改める。

第7条の2第1号中「9,858円」を「9,500円」に改め、同条第2号中「4,929円」を「4,750円」に改め、同条第3号中「7,393円」を「7,125円」に改める。

第8条中「100分の2.47」を「100分の2.48」に改める。

第9条中「18,213円」を「18,306円」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「21,448円」を「22,298円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「22,309円」を「22,474円」に改め、同号イ(イ)中「11,155円」を「11,237円」に改め、同号イ(ウ)中「16,732円」を「16,856円」に改め、同号ウ中「6,635円」を「6,599円」に改め、同号エ(ア)中「6,901

円」を「6,650円」に改め、同号エ(イ)中「3,451円」を「3,325円」に改め、同号エ(ウ)中「5,176円」を「4,988円」に改め、同号オ中「12,750円」を「12,815円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「15,320円」を「15,927円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「15,935円」を「16,053円」に改め、同号イ(イ)中「7,968円」を「8,027円」に改め、同号イ(ウ)中「11,951円」を「12,040円」に改め、同号ウ中「4,739円」を「4,713円」に改め、同号エ(ア)中「4,929円」を「4,750円」に改め、同号エ(イ)中「2,465円」を「2,375円」に改め、同号エ(ウ)中「3,697円」を「3,563円」に改め、同号オ中「9,107円」を「9,153円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「6,128円」を「6,371円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ(ア)中「6,374円」を「6,421円」に改め、同号イ(イ)中「3,187円」を「3,211円」に改め、同号イ(ウ)中「4,781円」を「4,816円」に改め、同号ウ中「1,896円」を「1,886円」に改め、同号エ(ア)中「1,972円」を「1,900円」に改め、同号エ(イ)中「986円」を「950円」に改め、同号エ(ウ)中「1,479円」を「1,425円」に改め、同号オ中「3,643円」を「3,662円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,778円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,964円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,742円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,927円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,414円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,357円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,770円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,713円

第23条の2中「前条」を「前条第1項」に、「前条第1号中「総所得金額」を「前条第1項第1号中「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項から第13項まで（附則第5項を除く。）の規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 21 号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会の委員の定数を増加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会の項中「5人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 22 号

大東市文化財保護条例の一部を改正する条例について

大東市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

市にとって保存及び活用のための措置が特に必要な文化財について、市の登録文化財として登録する制度を新設することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市文化財保護条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市文化財保護条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第36条—第42条）」を

「第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第36条—第42条）

第6章 市登録文化財（第43条—第46条）」に、「第6章」を「第7章」に、「第43条」を「第47条」に、「第7章」を「第8章」に、「第44条—第47条」を「第48条—第51条」に、「第8章」を「第9章」に、「第48条」を「第52条」に、「第9章」を「第10章」に、「第49条・第50条」を「第53条・第54条」に、「第10章」を「第11章」に、「第51条—第53条」を「第55条—第57条」に改める。

第1条中「指定」の次に「又は登録」を、「重要なもの」の次に「又は保存及び活用のための措置が特に必要なもの」を加える。

第53条を第57条とし、第52条を第56条とし、第51条を第55条とする。

第10章を第11章とする。

第9章中第50条を第54条とする。

第49条中「市指定史跡名勝天然記念物」の次に「及び市登録文化財」を、「当該市指定の文化財」の次に「又は市登録文化財」を加え、同条を第53条とする。

第9章を第10章とする。

第8章中第48条を第52条とし、同章を第9章とする。

第7章中第47条を第51条とし、第46条を第50条とし、第45条を第49条とする。

第44条第1項中「指定された」を「指定され、又は第6章の規定により市登録文化財として登録された」に改め、同条を第48条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第43条を第47条とし、同章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 市登録文化財

(登録)

第43条 市長は、市の区域内に存する文化財（国が指定又は文化財登録原簿（法に規定する文化財登録原簿をいう。以下同じ。）に登録しているもの、大阪府が指定又は大阪府登録文化財（府条例に規定する大阪府登録文化財をいう。以下同じ。）として登録しているもの及び第2章から前章までの規定により指定されたものを除く。）のうち、市にとって保存及び活用のための措置が特に必要なものを大東市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。

2 市長は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、登録しようとする文化財の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による登録は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知して行うものとする。

5 第1項の規定による登録は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、当該市登録文化財の所有者等に登録証を交付しなければならない。

(抹消)

第44条 市長は、市登録文化財についてその保存及び活用のための措置を講じる必要がなくなった場合その他特別の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による登録の抹消については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市登録文化財を国が指定又は文化財登録原簿に登録したとき、大阪府が指定又は大阪府登録文化財として登録したとき、又は市が第2章から前章までの規定により指定したときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。

4 前項の場合において、市長は、その旨を告示するとともに、当該市登録文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市登録文化財の登録の抹消の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、当該市登録文化財の所有者等

は、速やかに前条第6項に規定する登録証を市長に返納しなければならない。

(現状変更等の届出)

第45条 市登録文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、市登録文化財の保護上必要があると認めるときは、第1項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(準用規定)

第46条 第8条から第16条まで及び第18条から第21条までの規定は、市登録文化財について準用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

印刷物番号

3 - 7 1